白浜町農業委員会議事録

１．開催日時　　令和８年７月１０日（金）午後１時３０分

２．閉会日時　　令和８年７月１０日（金）午後２時５２分

３．開催場所　　富田事務所　２階　会議室

４．出席委員　　１番　小野　真一　　２番　市川　博　　４番　杉谷　孫司
５番　南　喜久治　　６番　後呂　豊　　７番　尾﨑　義治
８番　福田　博保　　９番　鈴木　隆文　　10番　木戸　孝
11番　藤原　久惠　　12番　山本　孝一　　13番　柏木　彰文
14番　大平　倫生

５．欠席委員　　３番　清水　哲治

６．事 務 局　　局長　冨田　康高　　係長　柳原　克彰　　主事　前田　大輔
主事　大仲　絢

７．議事日程　　開会
議事録署名委員の指名
議事
報告第３１号　非農地証明について
議案第３２号　農地法第３条の規定による許可について
議案第３３号　農地法第５条の規定による許可について
議案第３４号　農地法第５条の規定による許可申請について
議案第３５号　農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の規定による農用地利用集積等促進計画の案について
その他

８.会議の概要

〇〇局長　　皆さんこんにちは。定刻となりましたので、只今から７月の農業委員会を開催させていただきたいと思います。それでは早速ですけれども、会長にご挨拶をいただきまして、引き続き議長として会議を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長　　皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。それでは、只今より会議に入らせていただきたいと思います。本日の会議に際して、事前に欠席届をいただいております委員さんは、3番の清水　哲司委員でございます。また、本日は、白浜・西富田地区、南白浜地

区、北富田地区、富田地区、椿地区、日置地区、大古・矢田・安宅・塩野地区、田野井・ロケ谷地区、三舞地区、川添地区の推進委員さんに出席いただいております。それから、本日の議事録の署名委員を指名させていただきます。6番の後呂　豊委員と11番の藤原　久惠委員を本日の議事録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

〇〇委員　　はい。
〇〇委員

議長　　それでは、早速ですが、議題に入らせていただきます。議案第31号　非農地証明について上程いたします。事務局から説明願います。

〇〇係長　　はい。議案第31号　非農地証明につきましてご説明いたします。議案書の1ページをお願いいたします。番号1。対象地は〇〇外1筆で、地目は全て台帳が田、現況が宅地で、面積は合計〇〇㎡です。申請人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。申請理由は、当該地は、昭和62年月日不詳から共同住宅及びその駐車場として使用しており、その後一度も農地として使用することなく現在に至りますとのことです。なお、7月3日に〇〇、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員に現地調査をしていただいております。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライド説明した。～以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

議長　　事務局からの説明が終わりました。1番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員　　異議なし。

議長　　他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員　　異議なし。

議長　　ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第31号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第32号　農地法第3条の規定による許可について上程いたします。事務局より説明願います。

〇〇係長　　はい。議案第32号　農地法第3条の規定による許可につきましてご説明いたします。議案書の2ページをお願いいたします。番号1。申請地は〇〇で、地目は台帳が田、現況が畑、面積は〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は〇〇㎡です。申請理由は、譲渡人においては当該地を相続により取得しま

したが、農業をしておらず遠方に住んでおり農地を維持管理することが困難になっていたため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては農業経営の拡大を考えており、当該地は農業の拠点としている宅地の隣接地である。また譲渡人と条件が合致したため、本申請に至りましたとのことです。また、書類を精査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「取得後、農地を利用すること」、「機械・労働力」、「通作距離」などでございます。以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

議長　　事務局からの説明が終わりました。1番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員　　異議なし。

〇〇係長　　事務局で〇〇委員も異議なしと確認済みです。

議長　　他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員　　異議なし。

議長　　ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第32号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第33号　農地法第5条の規定による許可について上程いたします。事務局より説明願います。

〇〇係長　　はい。議案第33号　農地法第5条の規定による許可についてご説明いたします。議案書の3ページをお願いいたします。番号1。申請地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに畑、面積は〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇です。所有権の移転を伴います駐車場への転用申請です。申請理由は、譲渡人においては亡き母が信徒としてお世話になっていたこと、自身も高齢となったため、参拝用駐車場として使用していただきたい考えから寄付を申出て本申請に至りましたとのことで、譲受人においては参拝用駐車場が手狭となり駐車場を探していたところ、当該地が適地であり、また譲渡人から寄付の申出があったため、本申請に至りましたとのことです。なお、3m以内に隣接する農地所有者はありません。また水利組合の同意書が添付されています。本申請地の農地区分は、概ね300m以内に高速道路等の出入口があることから第3種農地に該当いたします。また、書類を精査したところ、いずれも農地法第5条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「資力・信用」、「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」、「転用行為の確実性」などです。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライド説明した。～以上です。ご審議よ

ろしくお願いいたします。

議長　　事務局からの説明が終わりました。〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員　　異議なし。

議長　　他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員　　異議なし。

議長　　ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第 33 号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第 34 号　農地法第 5 条の規定による許可申請について上程いたします。事務局から説明願います。

〇〇係長　　はい。議案第 34 号　農地法第 5 条の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書の 4 ページをお願いいたします。番号 1。申請地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに田、面積は〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇です。所有権の移転を伴います太陽光発電施設への転用申請です。申請理由は、譲渡人においては高齢となり農地を維持管理することが難しく、活用をしてもらえる方を探していたところ、譲受人と条件が合致したため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては太陽光発電施設の設置条件にあう敷地を探していたところ、譲渡人と条件が合致したため、本申請に至りましたとのことです。なお、3m以内に隣接する農地所有者の同意書及び水利組合の承諾書が添付されています。本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地に該当いたします。また、書類を精査したところ、いずれも農地法第 5 条第 2 項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「資力・信用」、「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」、「転用行為の確実性」などです。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライド説明した。～以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

議長　　事務局からの説明が終わりました。〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員　　〇〇委員と現地確認しました。異議ありません。ただし、必ず除草をしていただきたいです。それと工事開始日を教えて欲しいと近所の方から言われています。

〇〇係長　　分かりました。工事開始日は確認次第、連絡いたします。

〇〇委員　　申請者は〇〇ですが管理はどうなるのでしょうか。過去に許可した農地周辺の水路で手入れがされていない事例がたくさんあると思うのですが。

〇〇係長　　申請書には連絡先の看板を設置すること、年２回の除草を行うと記載があります。許可書を発行する際に念を押して説明するようにします。

〇〇委員　　今回の案件に限らず、太陽光発電施設への転用申請があった場合の許可基準を作って、転用後に適切な管理をしていただけるようにするべきではないでしょうか。

〇〇係長　　誓約書に周辺農地に迷惑をかけないことと記載があります。また、農地周辺の水路の管理について、所有地以外のことを指導するのは難しいと思います。

〇〇委員　　今まで農家同士で周辺水路等の手入れをしていたところを転用し、太陽光発電施設になったとして、その後は水路の管理をしないというのは隣で農業をする人の迷惑ではないでしょうか。我々が指導できるのは許可する前だけです。

〇〇委員　　県の条例などはありますか。

〇〇係長　　今手元に資料がないのですが、一定以上の規模や発電量の基準があったかと思います。

〇〇委員　　仮に県の条例を拡大解釈して、町の条例を制定することはできないでしょうか。今後は転用件数が増えてくるでしょうし、このような問題も出てくると思います。受けてばかりでなく、もっと攻めてもいいかと思います。

〇〇委員　　太陽光発電施設は将来、大きなゴミになるような気がします。設置事業者の営業担当は設置することが目的になっており、その後の管理や先行きに責任を持っていただけないように感じます。

議長　　色々とご意見をいただきましたが、現状としては農業委員会の権限を越えた内容であり、あくまでもお願いベースで指導するに留まると思います。また不許可にするにも決定的な理由もありません。〇〇委員が言った条件は守っていただき、許可せざるを得ないかと思います。よろしいでしょうか。他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員　　異議なし。

議長　　ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第 34 号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第 35 号　農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画の案について上程いたします。事務局から説明願います。

〇〇係長　　はい。議案第 35 号　農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画の案についてご説明いたします。これは「農用地利用集積等促進計画案」について、町長より本委員会の意見を求められた案件でございます。それでは、議案書 5 ページから 6 ページをお願いいたします。促進計画の概要をご説明いたします。利用権設定件数は 6 件、19 筆で、面積は合計〇〇㎡となっております。また、全て使用貸借権の設定で、和歌山県農業公社が利用権設定で借り受けた後、農地中間管理事業により貸し付けを行うことになります。なお、番号 3 と番号 6 が、貸し手と貸付先が同じですが、新規設定と再設定の違いがありますので、分けています。また、水稲栽培の貸付先には、終期日を収穫後に設定しないか確認したところ、いずれも 8 月 31 日で良いとの意向であった旨申し添えます。

続きまして、詳細についてご説明いたします。議案書の 7 ページをお願いいたします。番号 1。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 8 年 9 月 1 日から 3 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、議案書の 8 ページをお願いいたします。番号 2。申請地は〇〇外 1 筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇、〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 8 年 9 月 1 日から 5 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稲栽培です。

続きまして、議案書の 9 ページをお願いいたします。番号 3。申請地は〇〇外 2 筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 8 年 9 月 1 日から 6 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稲栽培です。

続きまして、議案書の 10 ページをお願いいたします。番号 4。申請地は〇〇外 4 筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 8 年 9 月 1 日から 6 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稲栽培です。補足です。これまでも貸付先が耕作していましたが、相続により所有者に変更がありましたので、新規設定としています。

続きまして、議案書の 11 ページをお願いいたします。番号 5。申請地は〇〇外 6 筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 8 年 9 月 1 日から 6 年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稲栽培です。

続きまして、議案書の 12 ページをお願いいたします。番号 6。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付

先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 8 年 9 月 1 日から 6 年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稲栽培です。また、書類を精査したところ、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

議長　　事務局からの説明が終わりました。1 番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員　　異議なし。

議長　　2 番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員　　異議なし。

議長　　3 番から 6 番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員　　異議ありませんが、あまりにも規模を拡大しすぎており、周辺農家と比べて田植え完了時期が 1 ヶ月ほどずれています。人を雇用するのであれば可能だと思いますが、二人で作業しているため、水稲の穂が出てきている農地と田植えをしたばかりの農地がある状況で、具合が悪いように思います。水利組合としても困っています。

〇〇委員　　〇〇さんは、去年から耕作面積を積極的に増やしていますが、ある程度の面積以上で補助金の額が増加するということはあるのでしょうか。

〇〇係長　　農業委員会では農地流動化の助成金を交付していますが、面積に応じて補助倍率が増えることはございません。また、農林水産課や農協がどのような補助金事業をしているのかにつきましては、把握しておりません。

〇〇委員　　わかりました。

議長　　他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員　　異議なし。

議長　　ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第 35 号につきまして、計画の案を承認いたします。

議長　　以上で、予定しておりました議案は全て終了いたしました。続きまして、その

他の事項について、事務局より報告願います。

〇〇係長　　はい。
～農業委員・農地利用最適化推進委員活動報告書の提出について、依頼した。～
～令和７年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況及び令和８年度最適化活動の目標について、説明した。～
～遊休農地調査及び農地利用意向調査の実施について、説明した。～
～令和８年度白浜町農業委員会視察研修について、説明した。～
～8 月、9 月の農業委員会の日程について、説明した。～

議長　　他に何かご意見等はございませんか。

全員　　意見なし。

議長　　なければ、次回の委員会につきましては、令和８年８月７日（金）午後１時 30 分から日置川拠点公民館　２階　大会議室での開催を予定しております。本日はこれで委員会を終了したいと思いますが、いかがですか。

全員　　異議なし。

議長　　以上をもちまして、委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。
～大平会長は、午後２時 52 分に閉会を宣言した。～

この議事録は事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

令和　　年　　月　　日

議　長

委　員

委　員

※署名については、原本に行っています。